

部長及び参事官

殿

所属長

県民発第245号

(会計、捜一、交指)

令和5年8月30日

5年保存(口訓)

本部長

遺体搬送費及び死体検案書料の公費負担制度の実施について(通達乙)

見出しのことについては、「遺体搬送費及び死体検案書料の公費負担制度の実施について(通達乙)」(令和3年3月3日県民発第35号。以下「旧通達乙」という。)に基づいて実施してきたところであるが、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)の施行に伴い所要の改正を行ったことから、関係職員に周知徹底の上、本制度の適正な運用に努められたい。

なお、旧通達乙は廃止する。

記

第1 目的

犯罪被害者等の遺族は、犯罪被害者等の遺体の司法解剖及び調査法解剖(以下「司法解剖等」という。)により更なる精神的被害等を受けていることに鑑み、司法解剖等の後における遺体搬送費及び死体検案書料を公費負担することにより、遺族の経済的、精神的負担の軽減を図るとともに、捜査活動への理解と協力を確保することを目的とする。

第2 公費負担の内容

1 遺体搬送費

(1) 公費負担の対象

次のいずれかに該当する場合を除き、司法解剖等を実施した全ての遺体を対象とする。

ア 身元不明遺体であるとき。

イ 遺族が公費負担を希望しないとき。

ウ その他公費を負担することが適切でないときと署長又は高速隊長(以下「署長等」という。)が認めるとき。

(2) 公費搬送区間

ア 対象遺体を取り扱った署若しくは高速隊又は司法解剖等を実施した場所から遺族が希望する場所までの区間とする。

イ 搬送距離が30キロメートルを超える場合は、30キロメートル分を公費負担とし、超過分は遺族の負担とする。

ウ 搬送先が県外に及ぶ場合には、公費負担は県内の区間までとする。

(3) 公費負担の範囲

- ア 遺体の搬送費に限定し、棺桶、衣装等の代金は対象外とする。
- イ 霊柩^{きゆう}車の種別は「普通車」に限定し、宮型^{きゆう}霊柩車、洋型^{きゆう}霊柩車等の「特別車」は除く。ただし、遺族が「特別車」を希望したときは、「普通車」による搬送料金との差額を遺族負担とする。
- ウ 搬送料金は、原則として、高知県^{きゆう}霊柩自動車協会の定める「運賃及び料金表」によるものとする。ただし、同協会非加盟の業者が算定した搬送料金が、「運賃及び料金表」よりも高い場合は「運賃及び料金表」により算出した料金とし、「運賃及び料金表」よりも低い場合は業者が算定した料金とする。

2 死体検案書料

(1) 公費負担の対象

司法解剖等を実施した遺体のうち、次のいずれかに該当する場合、解剖の結果を踏まえて作成される死体検案書料を支出するものとする。

ア 次に掲げる罪に当たる行為により死亡した場合

- (ア) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）
- (イ) 強盗致死罪（刑法第240条）
- (ウ) 強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条）
- (エ) 不同意わいせつ等致死罪（刑法第181条）
- (オ) 傷害致死罪（刑法第205条）
- (カ) 逮捕等致死罪（刑法第221条）
- (キ) 遺棄等致死罪（刑法第219条）
- (ク) 業務上過失・重過失致死罪（刑法第211条）
- (ケ) 過失致死罪（刑法第210条）
- (コ) 危険運転致死罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）第2条及び第3条）
- (サ) 過失運転致死アルコール等影響発覚免脱罪（自動車運転死傷処罰法第4条）
- (シ) 過失運転致死罪（自動車運転死傷処罰法第5条）
- (ス) 無免許危険運転致死罪等（自動車運転死傷処罰法第6条）
- (セ) (ア)から(ス)までに掲げる罪のほか、結果的加重犯により、致死の結果が生じたもの

イ ひき逃げ事件（道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条規定の措置を講じなかった違反にかかる事件）により死亡した場合

(2) 公費負担の対象外

(1)に該当する犯罪であっても、次のいずれかに該当する場合は支出しない。

ア 身元不明遺体であるとき。

イ 遺族が公費負担を希望しないとき。

ウ その他公費を負担することが適切でないときと署長等が認めるとき。

(3) 公費負担の範囲

死体検案書料（消費税を含む。）の実費とする。

第3 公費負担の手續

1 遺体搬送費

(1) 遺族及び遺体搬送業者（以下「業者」という。）に対して本制度の内容を十分に説明し、遺族の了解を得て行うこと。

(2) 原則として、管轄区域内（高速隊にあっては高知市内）に事務所を有する業者に依頼するものとする。この場合において、遺族の意向を十分に尊重すること。

(3) 支出は、署又は高速隊（以下「署等」という。）において別記第1号様式の経費支出伺及び別記第2号様式の遺体搬送費請求書に基づく支出手続により、業者の指定する口座に支払うこと。

なお、高速隊にあっては、県本部会計課（以下「会計課」という。）において支出手続を執ること。

(4) 署長等は、遺体搬送費の公費支出を行った場合には、速やかに別記第3号様式の遺体搬送費公費負担報告書により、県民支援相談課を經由して報告すること。

2 死体検案書料

(1) 遺族及び医療関係者に対して本制度の内容を十分説明し、遺族の了解を得て行うこと。

(2) 支出は、署等において別記第1号様式の経費支出伺及び別記第4号様式の死体検案書料請求書に基づく支出手続により、医療関係者の指定する口座に支払うこと。

なお、高速隊にあっては、会計課において支出手続を執ること。

(3) 署長等は、死体検案書料の公費支出を行った場合には、速やかに別記第5号様式の死体検案書料公費負担報告書により、県民支援相談課を經由して報告すること。

3 事務取扱い及び連絡調整担当者

会計事務手續のほか、報告、業者及び医療関係者との連絡調整については、

所属の実情に応じて署長等が指定する者が行うこと。

第4 留意事項

1 公費負担の組織的検討

本制度は、被害者等のための施策であることを十分に認識するとともに、その運用に当たっては犯罪被害の状況等をよく吟味し、署長等自らが適用の判断を行い、適正な運用に努めること。

2 教養の徹底

職員の認識不足による教示漏れがないよう、本制度の目的、公費負担手続等について、署員研修会等の機会を捉え、反復した教養を徹底すること。

3 県民支援相談課被害者支援室との連携

本制度の運用に当たっては、県民支援相談課被害者支援室と連携して実施すること。

(別記様式省略)